

## 「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルスの感染拡大により、首都圏等の企業における本社機能の地方移転やテレワークを導入する機運の高まりを受け、くだもの・農業・温泉が満喫できる「ゆとり満喫福島オフィス」の開設支援を行い、首都圏等からのオフィス移転や移住・定住を促進することを目的に、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金の交付及びその他の支援を行う。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の規定に基づく株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社等のうち、会社設立日から3年以上経過したものをいう。

(2) オフィス

企業が設置する事務所であって、企業の事業に用に供する施設又はオフィスワークができるよう情報通信機能等を整えた事務所をいう（小売店舗及び営業所を除く。）。

(3) 開設

福島県内に本社を有しない企業が、本市内に新たにオフィスを開くことをいう（福島県内でのオフィス移転の場合を除く）。

(4) 常用雇用者

企業に雇用される者のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者又は年齢が65歳以上の者であって被保険者と同様の勤務時間を勤務する者をいう。

(5) 本市転入常用雇用者

オフィスを開設するにあたり物件取得日又は賃貸借契約日から操業開始日までに、福島県外の市区町村から住民票の異動を伴い本市に転入し、主たる生活拠点を本市に構えた常用雇用者をいう。

(6) 二地域居通常雇用者

オフィスを開設するにあたり物件取得日又は賃貸借契約日から操業開始日までに、福島県外の市区町村から住民票の異動を伴わずに本市へ居住し、従前の住居と往来しながら、主たる生活拠点を本市に構えた常用雇用者をいう。

(7) 本市転入常用雇用者家族

本市転入常用雇用者と住民票上同一世帯の住居で生活する世帯員のうち、本市転入常用雇用者と福島県外の市区町村から住民票の異動を伴い本市に転入した者をいう。

(8) 本社機能

企業が本店登記を置き、総務、調査、企画、その他の管理業務部門等の機能（小売店舗及び営業所を除く。）を有するものをいう。

(9) 本社機能全部移転

企業が本社機能の全部を福島市に開設するオフィスへ移転し、本店登記を当該オフィスに

変更するものをいう。

(10) 支社開設

企業が支店登記を置き、自らの事業に係る営業業務や事務処理業務を行うオフィスを新たに福島市に開くことをいう。

(補助対象者、補助の対象及び補助額等)

第3条 第1条の規定による企業並びに本市転入常用雇用者、二地域居住常用雇用者及び本市転入常用雇用者家族(以下「補助対象者」という。)に対する補助金や支援(以下「補助金等」という。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本社機能全部移転・支社開設に対する支援

- ア 改修費支援金
- イ 賃料支援金
- ウ 設備購入費支援金

(2) ゆとり満喫支援

- ア 転入支援助成金
- イ 家族の引越し支援金
- ウ くだもの満喫支援
- エ 農業満喫支援
- オ 温泉満喫支援

2 市長は、オフィス開設に際し本市転入常用雇用者又は二地域居住常用雇用者が生じ3年以上の操業を誓約できる等この要綱の目的に適合すると認める場合、予算の範囲内で、別表に定める基準に基づき、補助金等を交付することができる。

3 前項の規定及び別表の定めに関わらず、次の各号のいずれかに該当する者及び該当する者が属する企業は、補助対象者としなない。

- (1) 開設するオフィスが、都市計画法(昭和43年法律第100号)や建築基準法(昭和25年法律第201号)等のその他の関係法令に違反する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 貸金業(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業をいう。)を営む者
- (4) 商品先物取引に関する事業を営む者
- (5) 連鎖販売取引(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。)、訪問販売(同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。)、電話勧誘販売(同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。)その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う事業を営む者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条に規定する風俗営業を営む者
- (7) 福島市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等並びに第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者。
- (8) 市区町村税等に滞納がある者
- (9) 第1号から第8号までに掲げる者のほか、その事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者その他補助金を交付することが不適当と市長が認める者

- 4 前2項の規定のほか、補助対象者は、本市でのワークスタイルやライフスタイルについて、定期的に、ホームページやSNS等を通じて本市の魅力度アップのため情報発信するよう努めなければならない。
- 5 前項の規定に関わらず、国又は県からこの要綱と同一の趣旨の補助金等を受けた場合又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

(補助金等の交付申請)

- 第4条 規則第4条第1項の規定による申請書は、補助金等交付申請書(様式第1号)によるものとし(くだもの満喫支援、農業満喫支援又は温泉満喫支援のみを受けようとする場合は除く。)、別表に定める補助申請に必要な書類を添えて市長が別に定める日までに提出するものとする。
- 2 補助金等の申請にあたっては、別表に規定する補助対象経費から消費税及び地方消費税の額を除かなくてはならない。

(補助金等の交付の条件等)

- 第5条 補助金等の交付決定にあたっては、別表により算出した金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 規則第6条第1項第1号の規定の別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。
    - (1) 補助対象経費の配分の変更のうち、20%以内の変更をすること。
    - (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。
  - 3 規則第6条第1項第5号の市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。
    - (1) 補助金等の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。
    - (2) 改修費支援金、賃料支援金、設備購入費支援金の交付を受けオフィスを開設する企業は、物件取得日、賃貸借契約日又は改修工事完了日のいずれか遅い日から30日以内に操業を開始し、操業開始日から3年以上操業しなければならないこと。
    - (3) 転入支援助成金の交付を受けオフィスを開設する企業は、操業開始日から1年以上、本市転入常用雇用者を継続して雇用し、住民登録を継続しなければならないこと。
    - (4) 家族の引越し支援金の交付を受けオフィスを開設する企業は、操業開始日から1年以上、本市転入常用雇用者を継続して雇用し、本市転入常用雇用者及び本市転入常用雇用者家族の住民登録を継続しなければならないこと。
    - (5) 規則及びこの要綱並びにその他関係法令の定めに従うこと。

(変更承認の申請)

- 第6条 規則第9条第1項の補助事業の変更(中止・廃止)承認は、補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)によるものとする。

(実績報告)

- 第7条 規則第14条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書(様式第3号)によるものとし、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。
- 2 規則第14条第1号及び第2号に規定する実績報告に必要な書類は、別表に掲げるものとする。

(補助金等の交付の請求)

第8条 規則第17条第2項の規定に基づく補助金等の交付請求は、補助金等交付請求書(様式第4号)によるものとする。

(会計帳簿の整理等)

第9条 補助金等の交付を受けた企業は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して3年間保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 改修費支援金、設備購入費支援金の交付を受けた企業は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 改修費支援金、設備購入費支援金の交付を受けた企業は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第5号)を備えて管理しなければならない。

3 改修費支援金、設備購入費支援金の交付を受けた企業は、取得財産を改修費支援金、設備購入費支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその旨を市長に報告し、その指示を受けるものとする。

4 改修費支援金、設備購入費支援金の交付を受けた企業について、規則第20条第1項ただし書の市長が定める期間は3年間とする。

5 改修費支援金、設備購入費支援金の交付を受けた企業について、規則第20条第1項第2号の市長が定めるものは、取得価額が500千円以上のものとする。

(経過報告義務)

第11条 改修費支援金、賃料支援金、設備購入費支援金、転入支援助成金及び家族の引越し支援金の交付を受けた企業は、操業開始日が属する年度の翌年度から3年間、操業届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 改修費支援金、賃料支援金、設備購入費支援金、転入支援助成金及び家族の引越し支援金の交付を受けた企業は、事業を休止、廃止又は承継する場合等変更があった場合は、別に定める方法により、遅滞なく市長に届出なければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。